

平成28年度包括外部監査結果に対する措置状況（市長事務部局）

監査テーマ: 委託事業にかかる財務事務の執行について

令和元年10月末現在

指摘区分		報告書 ページ	所管課名	指摘事項名	指摘概要	措置の実施状況	措置 状況
結果	意見						
	12	69	観光課	事業計画の作成について	事業実施の透明性向上を図るために、あらかじめ仕様書に基づく事業計画(実施計画・収支計画)を作成させ、事業報告として収支決算を提出させることが望ましい。	平成29年度から、実施計画及び事業報告の提出について仕様書に明記した。 また、平成31年度から、収支計画(収支決算)の提出について仕様書に明記した。	措置済
	14	70	観光課	費用負担について	市は費用負担について、より詳細な条項を仕様書等で定める必要がある。また、公金が不適切に使用されないよう、事後的にも支出内容を確認し、必要な場合は返還を求めらるべきである。	令和元年度から、想定される費用負担を収支計画に記載するよう、仕様書に明記した。また、支出内容を事後的に確認するため、収支決算書の提出について仕様書に明記した。	措置済
	15	70	観光課	実績報告書の提出について	公費を委託料として支出する以上、コスト情報を含めた実績報告書の提出について、契約書あるいは仕様書にて定める必要がある。	令和元年度から、収支決算書の提出について仕様書に明記した。	措置済
	17	77	八戸ポータル ミュージアム	警備報告書の記載事項 について(その1)	仕様書に定める常駐警備の業務内容の一つである機械警備の警戒及び解除について、ON/OFFの時刻が警備報告書に記載されていない。万一火災等が発生した場合、その時点での状態が重要な問題になると推測されるため、時刻を警備報告書に記載するよう委託先事業者に要請する必要がある。	平成29年度から、機械警備の警戒及び解除の切替時刻が記録された警備報告書を提出させている。 また、令和元年度から、当該切替時刻が記録された警備報告書の提出について、仕様書に明記した。	措置済
	18	78	八戸ポータル ミュージアム	警備報告書の記載事項 について(その2)	アーティスト・イン・レジデンス(AIR)に基づく滞在者について、入退館記録簿等の記録が残されていない。万一火災等が発生した場合、その時点で館内にどのような人が何人滞在していたかが重要な問題になると推測されるため、AIRでの滞在者を申し送り事項に含め警備報告書に記録するよう委託先事業者に要請する必要がある。	平成29年度から、アーティスト・イン・レジデンスの滞在者について、委託先事業者に要請し、入館者・入館時刻・鍵の貸出状況を入退館記録簿に記録・提出させている。 また、令和元年度から、当該状況が記録された入退館記録簿の提出について、仕様書に明記した。	措置済
	20	84	八戸ポータル ミュージアム	定期清掃の報告について	委託先事業者は、定期清掃について写真入りの報告書を提出しているが、一部写真が無いものがあり清掃作業基準表との対応が確認できない状態であった。清掃前後の写真の日付とともに入れる等、後日検証可能な形で報告するよう、委託先事業者に要請する必要がある。	平成29年度から、定期清掃の実施前後の写真を日付とともに入れる等、後日検証可能な形で報告するよう、委託先事業者に要請し、各月の報告書において確認している。 また、令和元年度から、当該報告書の提出について、仕様書に明記した。	措置済

指摘区分		報告書 ページ	所管課名	指摘事項名	指摘概要	措置の実施状況	措置 状況
結果	意見						
	31	115	資産税課	公募による委託先事業者の選定の実施について	現在の委託先事業者は、平成3年度から当該業務を受託しているが、25年もの長期にわたり随意契約による同一事業者の受託となっているため、他事業者との比較、価格面での妥当性や新規手法の採用等の検証をする機会を逸している。よって、同一事業者に依存することが無いよう仕様等の条件を見直し、公募型プロポーザル方式を採用し、委託先事業者の選定を実施することが望まれる。	令和元年度から、これまで3年度にわたる債務負担行為を設定して包括的に契約していた内容のうち、航空写真撮影業務及び撮影写真補正業務について、従来の契約と分離し、単年度契約として指名競争入札を行った。 なお、その他の業務については、システムを開発した当該事業者のみが実施できることから、一者随意契約を継続することとする。	措置済
	46	148	こども未来課	利用者アンケートの実施について	委託事業について、説明責任を果たすうえで、分析・評価の必要があり、現在設置している「意見箱」のほかに利用者アンケートの定期的な実施を事業者に要請し、市もその結果を入手することで、利用者の状況やこどもはっちに対する意見や要望を把握しておくことが望ましい。	平成29年度から、受託事業者がアンケートを実施し、利用者の状況や意見・要望を把握・分析した上で、平成30年度の実施計画を作成した。 また、令和元年度から、定期的なアンケートの実施を実施要綱及び仕様書に明記した。	措置済
51		202	清掃事務所	予定価格の積算において適用する労務単価について	粗大ごみにかかる収集運搬業務委託について、他の種別のごみにかかる収集運搬業務委託の1.4倍程度の労務単価を採用しているが、4割程度の差をつける合理的な理由があるのかどうか見直す必要がある。	粗大ごみ収集運搬の労務単価について、平成30年度に県内他都市の状況を調査した結果、月額190,500円から205,700円の価格帯であり、当市(月額218,900円)とそれほど差異がなかったことから、一定の合理性があると判断し、現状維持とする。	現状維持
	65	204	清掃事務所	繁忙期の可燃ごみ及び不燃系資源物収集運搬業務委託にかかる基準要件の緩和について	繁忙期の可燃ごみ及び不燃系資源物収集運搬業務委託にかかる基準要件の緩和について、市が、他の収集運搬業務委託の契約に際して、指名競争入札の指名業者を選定するにあたっての要件とする運用としているが、新規参入の促進等も含めて、可能な限り競争の促進を図ることが望ましいものとする。	令和元年度から、基準要件のうち業務実績について、「事業系一般廃棄物収集運搬業務の実績が1年以上あること」という要件中、「1年以上」を削除した。	措置済
	67	206	清掃事務所	より一層の経済性の確保について	より一層の競争促進策等について、業務の安定性を勘案しながらも、より競争性を発揮させる方策を検討し、効率的な委託業務の遂行が可能となるよう、定期的に見直すことが必要である。	令和元年度から、基準要件のうち業務実績について、これまで「八戸市が行うべき一般廃棄物収集運搬業務の受託実績(繁忙期収集運搬業務は3年以上)があり」としている要件を、「(繁忙期収集運搬業務は1年以上)」に変更した。	措置済